

広島県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十九年六月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	有料老人ホーム グラ ンコートふれあい光が 丘	広島市東区光が丘二番四〇 号	平成一九年六月一四日
老人ホーム	有料老人ホーム ベス トライフ広島	広島市西区井口明神一丁目 一四番二一号	平成一九年六月一四日
老人ホーム	有料老人ホーム ラウ ンドコスモス大宮	広島市西区大宮一丁目一五 番五号	平成一九年六月一四日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム 緑井ガーデンハウス	広島市安佐南区緑井六丁目 二八番一号	平成一九年六月一四日
病院	医療法人サカもみの木 会 サカ緑井病院	広島市安佐南区緑井六丁目 二八番一号	平成一九年六月一四日
原子爆弾被爆 者養護ホーム	広島原爆養護ホーム 矢野おりづる園	広島市安芸区矢野東二丁目 四番二五号	平成一九年六月一四日
病院	青山病院	呉市阿賀北五丁目一五番三 号	平成一九年六月一四日
病院	介護老人保健施設 葵 の園・広島空港	東広島市河内町入野七八四 一 番地二	平成一九年六月一四日